

## 議案第 33 号

飛騨市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて

飛騨市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項の規定により、議決を求める。

令和6年3月8日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

### 提案理由

郵便局に証明書交付端末機を設置することに伴う、各種証明書交付等の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消し

## 飛驒市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を廃止する規約

飛驒市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約（平成16年飛驒市告示第79号）は、廃止する。

### 附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案要旨

議案名	飛騨市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて
担当部	市民福祉部
提案理由	郵便局に証明書交付端末機を設置することに伴う、各種証明書交付等の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消し
制定改廃の根拠等	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項の規定により、特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、議決を求めるもの。
条例の概要	<p><b>【背景及び趣旨】</b></p> <p>市内の郵便局3局（打保郵便局・東茂住郵便局・袖川郵便局）に証明書交付端末機を設置することにより、複合機（FAX）を利用した住民票の写しや戸籍証明書、印鑑登録証明書、税証明書の交付等の事務が必要なくなるため、指定を取り消すもの。</p> <p>指定を取り消す郵便局の名称</p> <p>(1) 打保郵便局（宮川町）</p> <p>(2) 東茂住郵便局（神岡町）</p> <p>(3) 袖川郵便局（神岡町）</p> <p>指定を取り消す日：令和6年3月31日</p>
市民への影響等	<p><b>【市民等への影響】</b></p> <p>郵便局員を介さず、市民が自ら証明書交付端末機を操作し、各種証明書を申請・取得できる。また、証明書交付端末機の操作に不安がある方は、郵便局員が操作補助を行う。</p> <p><b>【影響の規模（参考数値）】</b></p> <p>令和4年度の取扱い件数 78件</p> <p>令和3年度の取扱い件数 126件</p> <p>令和2年度の取扱い件数 78件</p>
施行日	令和6年4月1日
備考	